

事 務 連 絡
平成20年10月23日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について
(スペイン産ヘーゼルナッツ及びその加工品)

平成20年度輸入食品等モニタリング計画については、平成20年3月31日付け食安輸発第0331004号（最終改正：平成20年6月25日付け食安輸発第0625011号）に基づき実施しているところです。

今般、モニタリング検査の結果、スペイン産生鮮ヘーゼルナッツにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくお願いします。

記

- 1 対象食品
スペイン産ヘーゼルナッツ及びその加工品（簡易な加工に限る。）
- 2 検査項目及び検査頻度
 - (1) ALICSA S. A. が製造又は輸出した1の食品が届出された場合は、貨物を保留の上、輸入者に対し、MCPAに係る自主検査を実施するよう指導すること。
 - (2) 1の食品について、残留農薬（MCPAを含む。）に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応すること。

(参 考)

1. 品 名：生鮮ヘーゼルナッツ
2. 生産国：スペイン
3. 製造者：ALICSA S. A.
4. 検査結果：MCPA 0.02ppm（基準値：0.01ppm）
5. 検 疫 所：東京検疫所（届出受付番号：第24027723890号1欄）
6. 輸 入 者：株式会社 イル・プルー・シュル・ラ・セーヌ 企画